

合意に基づく養育費につき、その後の複数の事情の変更による増額が認められた事例

【文献種別】 決定／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 11 月 21 日

【事件番号】 令和 5 年（ラ）第 2062 号

【事件名】 養育費増額審判に対する抗告事件

【裁判結果】 変更、確定

【参照法令】 民法 880 条

【掲載誌】 判タ 1534 号 125 頁、家判 57 号 50 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25623256

南山大学准教授 生駒俊英

事実の概要

X（母・申立人・相手方）と Y（父・相手方・抗告人）は、平成 29 年 5 月に X・Y の子 A（平成 28 年生）の親権者を X として協議離婚が成立した。X と Y は、離婚成立前に、A の養育費について同年 6 月から A が満 20 歳に達する日の属する月まで、1 か月 2 万円を支払う合意（以下、「本件合意」とする。）をした。離婚後、X は、A および Y との婚姻前に別の男性との間にもうけた第 1 子（平成 26 年生）と同居し、両名を養育している。Y は、離婚後に再婚し、令和 2 年に再婚相手との間に女子（以下、「第 3 子」とする。）をもうけたが、第 3 子の親権者を母として離婚をした。令和 4 年 9 月に X は、Y から養育費が支払われなくなったなどとして、養育費増額を求め調停を申し立て、調停不成立の後、本件審判へと移行した。当事者の収入について、X は、離婚当時就労しておらず、本件調停申立て時は、月 13 万程度の傷病手当を受給していた。Y は、婚姻中の収入は月額 25 万円ないし 30 万円程度であったと陳述し、調停申立て時は月額 10 万円ないし 12 万円程度であり、令和 4 年 12 月以降は月額 32 万円の給与収入を得ていた。

原審判は、本件合意が債務名義となっていないことから、本件合意の変更ではなく、一般の養育費申立事件と同様に、相手方の養育費分担義務の有無・内容を定めるのが相当であるとした。そして、改定標準算定方式に基づいて検討し、本件調停申立て時から月額 3 万 2000 円の支払いおよびその未払い総額（35 万 2000 円）の支払いを命じた。なお、Y は本件調停の第 1 回期日には出頭したものの、審判の各期日には出頭しておらず、陳述

書を提出しているものの、Y の収入その他の事情に関する資料は提出していなかった。Y は、原審判を不服として即時抗告を提起した。

決定の要旨

事情変更の有無について、民法 880 条を参照した上で、「……本件合意の後、（1）Y による本件借入れの返済、（2）第 3 子の誕生、（3）X の就労・傷病手当の受給、（4）Y の稼働状況の変化といった事情の変更が生じたと認められる。したがって、これらの事情の変更によって本件合意の定める養育費の額が実情に適合せず、相当性を欠くに至った場合には、家庭裁判所は、本件合意によって定められ養育費の額を変更することができる。」とし、「本件合意後の事情の変更を踏まえると、仮に改定標準算定方式を適用した場合に Y が分担すべきことになる A の養育費の額は、月額 3 万 1000 円であり、これは本件合意によって定められた養育費の額と大きく異なるといえる。したがって、本件合意後の事情の変更によって、本件合意によって定められた養育費の額が実情に適合せず相当性を欠くに至ったというべきであり、本件合意によって定められた養育費の額を変更するのが相当である。」とした。

養育費変更の始期については、「……事情の変更が全て生じた令和 4 年 12 月とするのが相当である。」とした。

判例の解説

一 養育費変更の根拠

養育費の増減額を求める根拠については、扶養料に関する事情の変更を定めた民法880条を準用または類推適用する考え方、民法766条3項によるものとの考え方、非訟事件の性質上認められるとの考え方が示されてきた¹⁾。2011年の改正前民法766条2項は、「子の利益のため」との文言があったため、養育費を減額する場合には、「子の利益のため」にならないので、変更できないのではないか、との指摘がなされていた。しかし、改正後民法766条3項は、「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前2項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。」と規定しており、従前指摘されていた問題は解決した²⁾。ただし、上記の民法766条の変遷からも、民法880条を根拠とする裁判例が多く、本決定も同条を根拠とする³⁾。

二 事情の変更

1 事情の変更の要件

民法880条が示す事情の変更における事情とは、「元の協議・調停・審判の際に考慮され、その前提ないし基準とされた事情」⁴⁾であり、協議・審判の際にすでに存在し、判明していた事情や当事者が当然に予測できた事情が現実化したような場合には、事情の変更に該当しない⁵⁾。具体的には、「①合意等の前提となっていた客観的事情に変更が生じたことに加えて、②その事情変更を当事者が予見できなかったこと、③事情変更が当事者の責に帰すべからざる事由によって生じたこと、④合意どおりの履行を強制することが著しく公平に反する場合であることを要する」⁶⁾とされる。

問題となるのが、元の協議・調停・審判の際に考慮され、その前提ないし基準とされた事情をどこまで考慮するかである。この点につき、「……合意の経緯を無視し、機械的に算定表を適用して、現在の収入額等から婚姻費用や養育費を算出して、増減の相当性を議論するのは適当ではなく、……」⁷⁾との指摘があり、裁判例においても、「……現在の事情のみに基いて全く新たな見地から定立すべきものではなく、前定立時の事情と現在の事情とを比較し、その変化の程度に応じて前に定めた分担方法を修正するに止めるべきものである。」⁸⁾とする。養育費が調停や審判で決め

られた場合には養育費の決めの経緯を明確にすることは比較的容易であるが、養育費の決めが当事者の協議の場合には資料等が残っておらず合意の経緯を明確にすることは困難となる。そこで、「……指摘された変更事情が特に考慮の外におかれていたと認められる場合以外は、前協議または審判の基礎として考慮された事情とみてよいと解すべきである。」⁹⁾、「……審判の場合はともかく、協議の場合は、調停を含めて客観的に相当な内容の扶養義務が形成されていない場合もあること、前協議又は審判において扶養内容の形成決定の基礎となった事情を明確に把握することが困難であることからすると、現在の実情に合致した審判を行うことで足りると考える。」¹⁰⁾とされる。

本決定においても、「……まず、仮に改定標準算定方式を適用した場合にYが分担すべきことになるAの養育費の額を試算することとする。そして、この試算の結果が、本件合意によって定められた養育費の額と大きく異なる場合には、上記事情の変更によって、本件合意によって定められた養育費の額が実情に適合せず相当性を欠くに至ったというべきである。」として、養育費の額の比較から事情の変更の有無を検討している。ただし、本決定は、本件合意時に存在していたYの借入れについても、YとXとの生活費等に充てるために行われたものである可能性があるとして考慮している。

2 養育費変更の始期

前提問題として、扶養の権利義務の発生に対する考え方は多岐に分かれており¹¹⁾、扶養の権利義務に対する考え方方が、そのまま扶養料支払いの始期につながらないと考えられる¹²⁾。そして、変更の始期については、少なくとも前審判後取消・変更の事情が発生した以降、家裁の合理的な裁量により定めることができると解するのが実際的であろうとされる¹³⁾。多数説は、事情変更の時点まで遡るとし、請求時まで遡ることができるにすぎないとする有力説もある¹⁴⁾。また養育費増額の場合においては、「……大半の事案で、権利者の必要性と義務者の予期しない負担とのバランスを考慮しつつ、請求時又は請求時より後に発生した増額事由発生時を始期とする考え方が採用されているといえる。」¹⁵⁾とされる。

原審判では養育費変更の始期を本件調停申立て

時とし、本決定では事情の変更が全て生じた時とした。本決定で事情変更において指摘された4つの事情は、①Yによる借り入れの返済、②Yの第3子の誕生、③Xの就労・傷病手当の受給、④Yの稼働状況の変化であった。そのうち、①と④が養育費増額につながる事情であり、④のYの稼働状況は、調停申立て時は月額10万円ないし12万円程度であり、その後令和4月12月以降に月額32万円の給与収入を得ていることを踏まえると、変更の始期は、④の事情発生時にせざるを得なかつたともいえる¹⁶⁾。

3 養育費の算定方法について

養育費算定に当たっては、「改定標準算定方式」¹⁷⁾が公表されており、実務上も用いられることが多い。本件においても、原審判、本決定とともに、「改定標準算定方式」に基づくものとしているものの、算定に当たり相違も見られたためその点を指摘しておきたい。

①Xの傷病手当の総収入額の算定についてである。原審判は、月額13万円の傷病手当に12か月分を掛けて総収入としたのに対して、本決定では、傷病手当の受給に職業費を必要としないことを考慮して、月額13万円に12か月分を掛けた上で、0.85で除した額を総収入としている。同じく職業費がかからないものとして、年金収入や失業手当についても、職業費は控除しない扱いが採られている¹⁸⁾。

②本件における第1子そして第3子の生活費指数を、他方親（Xの第1子父、Yの第3子母）との関係においてどのように算定するかである。本件では、養育費算定に当たり、X・Y以外にも、第1子父、第3子母の収入等の情報が必要とされていたが不明であった。そこで原審判は、第1子父の収入を、賃金センサスを用いて、職種・最終学歴・年齢から該当する平均賃金を総収入とみなした。そして、Xの基礎収入と按分し、Xの第1子の負担すべき割合を19とした。これに対して、本決定では、Xと第1子父がこれを半分ずつ負担すべきものとして、Xの第1子の負担すべき割合を31とした。第3子についても、Yと第3子母が半分ずつ負担すべきものとした。子どもの生活費指数については、権利者との間の子と再婚相手との間の子で生活費の指数を変えることが相当かについては慎重に検討すべきであるとの指

摘もある¹⁹⁾。

③Xの基礎収入のうち、Aの養育費を定めるに当たってYと按分するのに用いるべき部分の算定方法についてである。原審判は、Aと第1子との間で、その生活費指数に応じて按分されるとして、Xの基礎収入×Aの生活費指数÷（第1子の生活費指数のうちXの負担部分+Aの生活費指数）という方法で算出している。一方で、本決定では、Xの基礎収入のうち第1子の生活費に充てられるべき額を除いた額とした。他の事案では、そもそもこのような計算は行わず、各自の基礎収入をそのまま按分するものもある²⁰⁾。

その他、③で指摘したように、Xについては、Aの養育費を定めるに当たってYと按分するのに用いるべき部分の計算が行われていたが、Yについては第3子との関係において、同様の計算は行われなかった。これは、Yと第3子母との間で第3子の養育費について、支払える時に支払える額を支払う旨の約束をしており、実際上も不定期低額の支払いであったことによるものとも考えられる。しかし、Yは第3子に対して法的な扶養義務を負っており、疑問が残る。

三 その他

1 令和6年民法の一部改正

父母の離婚等の子の養育に関する見直しを目的とした、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が令和6年5月に成立した。養育費の履行確保に向けた見直しとして、「養育費債権の先取特権付与」、「法定養育費制度の導入」、「執行手続の負担軽減」等が挙げられる。「養育費債権の先取特権付与」については、施行日以後に生じる各期の定期金に適用され、「法定養育費制度」については、施行日前に離婚した場合等には適用されない²¹⁾。

法定養育費は、「父母がその協議により子の監護に要する費用の分担についての定めをした日」（令和6年改正後民766条の3第1号）までの支払請求が可能とされているが、本件のようなYと第3子母の支払える時に支払うとする合意は、同号の「定め」に該当するのであろうか。養育費は、当事者の合意で定めることが認められており（民766条）、その後の継続的な支払いを考えると当事者間で合意することが望ましい。一方で、その合意による不利益を被るのが子どもであることか

らは、養育費は公益的な側面を有する²²⁾。そうすると本件のような義務の履行を義務者の意思のみにからしめる合意は、同号が示す「定め」には該当しないとすべきである。

2 手続

原審判では、本件合意が債務名義となつていいことから、合意の変更ではなく、一般的の養育費申立事件と同様に、Yの養育費分担義務の有無・内容を定めるのが相当であるとした。先に指摘したように申立て時の事情からすると、養育費の増額は認められなかつた可能性もあり、Yの養育費不払いに対する支払いを求めるのであれば、本件合意に基づき民事訴訟によりその請求をすべき事案であった²³⁾。

本件では、Yが第一審において、調停の第1回期日には出頭したものの、審判の各期日に出頭せず、具体的な資料を提出しなかつたため、Yに不利益な事実認定がなされていた。家事事件手続においては、職権探知主義が採用されているものの、当事者に事案解明のため手続への協力が求められる（家事56条2項）。一方で、当事者以外の資料（本件における第1父子、第3子母の収入資料）をどこまで求めるかは、検討を要する。

四 おわりに

家族のあり方が多様化する中において、子どもの扶養について不明確となることが危惧される。原審判と本決定の養育費算定における相違も、この点に起因すると考えられる。また、養育費は子どもの成長、社会の変動等に応じて変更が見込まれることからも、定期的な見直しが図られるべきである。本件においても、離婚後約5年8か月の間に、権利者と義務者双方に事情の変更が生じていた。最後に、本件は調停申立てから本決定まで、約2年2か月を要しており、その間の養育費は支払われていなかつた。養育費が子どもの生活費、将来のための資金であることを考えると、まだまだ改善すべき点が残されている。

●—注

- 1) 松田亨「婚姻関係事件における財産的給付と事情変更の原則」家月43卷12号5頁参照。
- 2) 養育費変更に関するQ&Aにおいても、根拠条文として民法766条3項が挙げられる（長井浩一「公証家事実務Q&A」家判26号151頁）。民法766条3項を根拠として、

養育費の減額を認めたものとして、広島高決令元・11・27家判27号44頁。

- 3) 判タ1534号125頁匿名コメント。
- 4) 於保不二雄=中川淳編『新版注釈民法（25）親族（5）〔改訂版〕』（有斐閣、2004年）805頁〔松尾知子〕。
- 5) 二宮周平編『新注釈民法（17）親族（I）』（有斐閣、2017年）374頁〔棚村政行〕。
- 6) 松本哲泓『〔改訂版〕婚姻費用・養育費の算定』（新日本法規、2020年）194頁。
- 7) 松谷佳樹「第3回 婚姻費用・養育費の調停・審判事件の実務」『家事事件・人事訴訟事件の実務』（法曹会、2015年）93頁。
- 8) 広島家三次支審昭43・10・17家月21卷3号61頁。その他、東京高決昭50・3・19判時779号66頁。
- 9) 松田・前掲注1) 12頁。
- 10) 中山直子『判例先例親族法一扶養一』（日本加除出版、2012年）321頁。
- 11) 従前は、扶養の権利義務の発生について、実体的請求権説と形成説（権利形成説、内容形成説）に関する議論との関係で扶養の発生および変更に関する議論が論じられていた（野本三千雄「身分法研究」ジュリ397号116～122頁）。
- 12) 「……これらの学説は、扶養義務の発生時期や過去の扶養料の請求や求償の可否について、それぞれ一致した結論を示すものではない。」（上野雅和「判批」判時1224号195頁）。
- 13) 松田・前掲注1) 20頁。
- 14) 松尾・前掲注4) 809頁。
- 15) 吉田彩ほか「養育費・婚姻費用の増減額の始期について」ケ研327号151頁。
- 16) 本件調停申立て時に生じていたのは、①～③の事情であり、特に②のYに子が生まれている事情からは、養育費の減額につながり得る状況にあった。
- 17) 水野有子ほか「養育費・婚姻費用の算定に関する実証的研究」司法研究報告書70輯2号。
- 18) 秋武憲一『第4版 離婚調停』（日本加除出版、2021年）265～266頁。
- 19) 濱谷由紀=中村昭子「養育費・婚姻費用算定の実務」判タ1179号39頁。
- 20) 福岡高決平26・6・30家判1号88頁。
- 21) 令和6年法律第33号附則3条1項、2項。
- 22) 公益的な側面をつきつめると、養育費の決定に関しては諸外国と同様に、裁判所等におけるチェックが必要であると考える。
- 23) 合意に基づき養育費の支払いを求める場合は、民事訴訟手続によるべきであり、家庭裁判所に対して求めることはできない（東京高決令5・5・25家判49号70頁）。

* 本研究は、科研費・基盤研究(C)（課題番号：22K01227）による研究成果の一部である。